

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省 総合通信基盤局
電波部 電波政策課長 殿

郵便番号 170-8073
住 所 東京都豊島区巣鴨1-14-5
氏 名 社団法人日本アマチュア無線連盟
会長 原 昌三
電話番号 [REDACTED]
E-mail [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」について、別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に対する意見

今回提示された最終報告(案)は、電波利用料制度が導入されて 11 年を経過し、その間の状況の変化に対応し、電波利用の将来を見据えた方針として求められるものであり、妥当なものと考えますが、特に「電波利用料の使途」及び「免許不要局の電波利用料負担」ならびに「経済的価値を勘案した電波利用量の料額算定のあり方」について、次のとおり意見を述べます。

1. 電波利用料の使途について

- (1) 新しい電波利用の形態を検討するに当たっては、従来の利用者に与える影響を検証することが不可欠であり、そのための実験等にも使用できるようにすべきです。
- ① わが国の周波数割当基準上、アマチュア局が動作することが許される周波数帯であってもアマチュア局以外の無線局(免許不要局を含む)と共用しているという実態があります。平成 15 年 7 月の情報通信審議会の答申「中長期における電波利用の展望と行政が果たす役割」において、今後の周波数の効率的な利用の重点施策の一つとして「電波の共用の一層の拡大」が上げられています。この方向はますます重要な課題となっており、今後も新たな無線システムとの共用問題があります。これまでの共用は、ISM バンドを主体としていましたが、今後はアマチュア無線専用の周波数帯も例外ではなく、現実に 430MHz 帯のアマチュア無線の周波数帯において、RFID との共用問題があります。このような状況を踏まえ、新たな電波利用の形態を検討する場合には、既存の無線システムと新たな無線システムとの共用についての実証実験が不可欠であると考えます。
- ② 平成 15 年に行った PLC や RFID に関する当連盟と関係者間の実証実験では、関係者間で費用を分担しましたが、影響を受ける側が新規参入側に実験費用を援助するような形態は、誠に不合理であると思います。
- したがいまして、今後は電波利用料の目的の一つである周波数の有効利用に直結するものとして、このような実証試験に要する経費については、電波利用料から歳出するべきものであり既存の無線システムへの配慮が必要と思

います。

(2) 電波利用秩序の維持のために電波監視への歳出をさらに充実するべきです。

- ① 最終報告書(案)では、電波監視等の部分が「効率化」として縮小のように表されております。もちろん行政経費の節約の努力に異論があるわけではありませんが、電波監視は電波利用秩序の維持に欠かせないものであり、現状で満足できる状況でない以上さらに実効のある制度として拡充するべきです。
- ② そもそも、電波監視制度の充実は電波利用料実施の大きな目的の一つでした。重要通信に対する妨害などについては、一定の成果をあげておりますが、一部のアマチュア無線の周波数帯では、トラック、ダンプなどによる不法無線局が跋扈し、正当なアマチュア局の運用ができないなどの異常な状態が続いております。これらの状況を解決するためにも電波監視の充実は必要と考えます。

2. 免許不要局の電波利用料負担について

(1) 無線局の免許不要局であっても、電波利用による利便性を享受する限り応分の電波利用料を負担すべきです。

- ① 現在の制度では、免許を要しない無線 LAN、RFID 等は電波利用料を納める必要はありませんが、今後これらのシステムが大きなビジネスチャンスを産み、電波利用の構造に大きな変化を与えることが予想される以上、秩序維持などにかかる費用も比例して増大することも当然の帰結と思われます。これらの費用については、利用者又は生産者が負担するべきです。
 - ② 現在、アマチュア無線と無線 LAN、RFID が共用している周波数帯域では、免許を要するアマチュア局が免許を要しない無線局から干渉を受け、かつ、免許を要する無線局のみが電波利用料を負担するということは合理性に欠けるものと思います。
- (2) 電波利用料の負担(徴収)方法は、すでに実施されている制度を参考にすれば無理なく構築することができます。
- 電波利用料の負担(徴収)方法については、最終報告書(案)にもあるように、酒税方式又は軽油取引税方式を参考にすれば免許不要局からも無理なく平等に負担を求めることができます。

3. 経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定のあり方について

(1) 電波利用料の料額算定のあり方の一つとして専用型の場合と共用型の場合について考え方方が述べられていますが、アマチュア無線については現行の制度が望ましいと思います。

① 最終報告書(案)にもありますように、アマチュア無線の周波数利用形態は、不特定多数の者が他社の電波利用を妨害しないように、特定の周波数帯域幅を複数の無線局が利用するものです。

② 周波数帯域幅に対する利用者数(無線局数)の多寡で電波利用料を単純に案分するような考え方は実質的な利用制限につながる恐れがあります。報告書にも共用型の特徴について説明されていますが、結論として電波利用料が他律的な要因によって変動することから、利用者側から負担額の予見可能性が低いということ、かつ、周波数帯を利用する者が少ないうちは、一人あたりの電波利用料の額が高額になるおそれがあること、アマチュア無線の性格から見て一律に利用者数で案分することは適当でないこと等から、共用型については実質的な利用制限につながるものと考えられ、アマチュア無線にとっては現行の制度が望ましいと思います。

(3) アマチュア無線の特質を考慮した制度を求めます。

① アマチュア無線（アマチュア業務）は、電波法第5条ならびに電波法施行規則第3条に規定されるように「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究」を目的としており、経済的受益を期待して行われるものではありません。

② アマチュア無線は、青少年の科学教育に重要な役目を果たしており、我が国の電子立国としての一翼を担ってきました。また、国民の生涯学習にも大きな成果をあげており、今後予想される高齢化社会では、高齢者の社会活動の一つとして生きがいを感じられる趣味になっていくことと思われます。これは、国民の権利の一部と言っても過言ではありません。

③ アマチュア無線は、非常災害時には有効な通信手段として国の防災基本計画にも取り上げられております。

④ これらのこと考慮すると、単に電波資源の逼迫を理由とした電波利用制度の改変や電波利用料の徴収には、一定の配慮がなされて当然と考えます。

以上